

個人情報保護制度の運用状況

令和4年度までは広島市個人情報保護条例によるもの、令和5年度以降は個人情報の保護に関する法律によるものである。

1 請求件数

(1) 開示請求

(単位:件)

区 分	請求	処 理							
		開示	部分開示	不開示	不開示 (不存在)	不開示 (存否応答拒否)	不開示 (却下)	取下げ	計
令和2年度	123	54	52	1	28			5	140
令和3年度	128	65	46		38	1	2	4	156
令和4年度	122	121	69	1	52	1		9	253
令和5年度	142	51	74		54	3	1	4	187
令和6年度	121	31	71		42			3	147

(備考)

- ・ 請求件数は、請求書1枚を1件としている。
- ・ 処理件数は、1件の請求について複数の処理を行っている場合は、その各々を1件としている。

(2) 訂正請求

(単位:件)

区 分	請求	処 理			計
		訂正	不訂正	一部訂正	
令和2年度					0
令和3年度					0
令和4年度	1		1		1
令和5年度					0
令和6年度	1		1		1

(3) 利用停止請求

(単位:件)

区 分	請求	処 理		計
		利用停止	不利用停止	
令和2年度				0
令和3年度	3	2	1	3
令和4年度	10	3	25	28
令和5年度				0
令和6年度				0

(備考)

- ・ 請求件数は、請求書1枚を1件としている。
- ・ 処理件数は、1件の請求について複数の処理を行っている場合は、その各々を1件としている。

2 実施機関別開示請求件数内訳

(1) 開示請求

(単位:件)

区分	請求	処 理							計	
		開示	部分開示	不開示	不開示 (不存在)	不開示 (存否応答拒否)	不開示 (却下)	取下げ		
市長	令和2年度	92	28	47	1	28			4	108
	令和3年度	99	44	44		35	1	2	4	130
	令和4年度	98	29	55	1	38	1		3	127
	令和5年度	128	42	67		57			4	170
	令和6年度	105	19	61		42			3	125
教育委員会	令和2年度	6	2	4						6
	令和3年度	6	2	1		3				6
	令和4年度	14	87	14		14				115
	令和5年度	3		5		1				6
	令和6年度	6	4	8						12
人事委員会	令和2年度	1	1							1
	令和3年度									0
	令和4年度									0
	令和5年度									0
	令和6年度	1		1						1
監査委員	令和2年度									0
	令和3年度									0
	令和4年度	7	1						6	7
	令和5年度									0
	令和6年度									0
農業委員会	令和2年度									0
	令和3年度	1		1						1
	令和4年度									0
	令和5年度									0
	令和6年度									0
固定資産評価 審査委員会	令和2年度									0
	令和3年度									0
	令和4年度									0
	令和5年度									0
	令和6年度									0
水道事業管理者	令和2年度	1		1						1
	令和3年度	1	1							1
	令和4年度	1	1							1
	令和5年度									0
	令和6年度									0
病院事業管理者	令和2年度	24	23						1	24
	令和3年度	18	18							18
	令和4年度	3	3							3
	令和5年度	9	9							9
	令和6年度	8	8							8
市議会	令和2年度									0
	令和3年度									0
	令和4年度									0
	令和5年度									0
	令和6年度									0
選挙管理委員会	令和2年度									0
	令和3年度									0
	令和4年度									0
	令和5年度									0
	令和6年度									0
市立大学	令和2年度									0
	令和3年度									0
	令和4年度									0
	令和5年度									0
	令和6年度									0
消防長	令和5年度	2		2						2
	令和6年度	1		1						1

(備考)

- ・ 請求件数は、請求書1枚を1件としている。
- ・ 処理件数は、1件の請求について複数の処理を行っている場合は、その各々を1件としている。
- ・ 令和5年度から実施機関に消防長が追加された(令和4年度までは市長の内数)。

(2) 訂正請求

(単位:件)

区分	請求	訂正	不訂正	一部訂正
市長	令和2年度			
	令和3年度			
	令和4年度	1		1
	令和5年度			
	令和6年度	1		1

(備考)

他の実施機関については、令和2年度から令和6年度において実績なし。

(3) 利用停止請求

(単位:件)

区分	請求	利用停止	不利用停止	計	
市長	令和2年度				
	令和3年度	3	2	1	3
	令和4年度	2		2	2
	令和5年度				
	令和6年度				
教育委員会	令和2年度				
	令和3年度				
	令和4年度	7	2	23	25
	令和5年度				
	令和6年度				
監査委員	令和2年度				
	令和3年度				
	令和4年度	1	1		1
	令和5年度				
	令和6年度				

(備考)

他の実施機関については、令和2年度から令和6年度において実績なし。

3 部分開示・不開示・存否応答拒否決定の理由別内訳

(単位：件)

区分	決定件数	適用除外事項の該当号						
		1号 本人生命等保護	2号 第三者個人情報	3号 法人等事業	-	4号 事務事業支障	5号 法令秘	
令和2年度	53	2	48	3	-	28	6	
令和3年度	47	1	44	6	-	16	0	
令和4年度	71	2	65	7	-	23	2	
制度改正 (令和5年4月1日)		1号 本人生命等保護	2号 第三者個人情報	3号 法人等事業	4号 国の安全等の 保護	5号 公共の安全と 秩序の保護	6号 審議等の中立性等 の保護	7号 事務事業執行情報
令和5年度	77	9	62	11			35	-
令和6年度	71	11	58	8		1	46	-

(備考)

1件の決定について、複数の適用除外事項に該当する場合は、各々1件としている。

4 窓口別請求件数内訳

(単位：件)

区 分	公文書館	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	水道局	広島市民病院	舟入市民病院	リハビリテーション病院	安佐市民病院	市立大学	計
令和2年度	37	10	3	9	10	7	8	5	10		2		1	21		123
令和3年度	51	10	4	12	7	9	6	4	6	1	1		1	16		128
令和4年度	75	7	6	7	6	4	3		11				1	2		122
令和5年度	83	13	4	3	11	2	2	2	14	0	0	0	3	5		142
令和6年度	74	5	8	2	7	2	1	4	10					8		121

(備考)

開示請求に係る件数としている。

5 審査請求の状況

(単位:件)

年度	審査請求件数	諮問件数		処 理 件 数					
		前年度 繰越分	当 該 年度分	答 申			(計)	取下げ	次年度 繰越分
				処分妥当	公開すべき (一部開示 を含む)	却下			
令和2年度	1	5	2	4	1		5		2
令和3年度	8	2	3	2			2		3
令和4年度	15	3	15	6	1		7		11
令和5年度	13	11	6	10			10	7	0
令和6年度	4		11	3	2		5		6